

審査基準

申請書を提出いただいた後、書類審査(一次審査)を経て、プレゼンテーション審査(二次審査)を行います。

審査方法

1 一次審査

提出いただいた書類の記載内容の適否について確認します。

2 二次審査

申請者から事業の内容にかかるプレゼンテーションを行っていただき、審査員からの質問にその場でお答えいただきます。所要時間は概ね 30 分です。

下記の審査項目についてそれぞれ5段階(①～③は4点・8点・12点・16点・20点、④～⑦は2点・4点・6点・8点・10点)で評価・採点します。

審査員3名の平均点が以下(1)～(3)のいずれかの場合は不採択とします。

(1)審査項目①～③のうち、1つでも4点だった場合

(2)審査項目④～⑦のうち、1つでも2点だった場合

(3)すべての審査の合計が50点未満の場合

審査項目

審査項目	審査の観点	配点
① 新規性	現在、市内で実施されていないサービスや、提供されていない仕組み・製品を生み出す取り組みであるか	20 点
② 相乗効果	グループで実施することで、相乗効果を期待できる取り組みであるか	20 点
③ 波及性	より多くの他事業者に対する波及効果が期待できる取り組みであるか	20 点
④ 実現性	事業計画において、実現性の高い取り組みであるか 事業期間内に事業完了が見込める取り組みであるか	10 点
⑤ 継続性	補助事業完了後も、事業を継続できる取り組みであるか	10 点
⑥ 妥当性	収支予算の積算が妥当であるか 費用対効果が見込める取り組みであるか	10 点
⑦ 公益性	ステークホルダー(業界・従業員・地域住民)にとって有益な取り組みであるか	10 点
合 計		100 点